

【大会基調（案）】

憲法理念の実現をめざす第58回大会(宮城)基調（案）

1. はじめに

1946年11月3日に日本国憲法が公布されてから、75年が経過しようとしています。日本国憲法は、その前文にもあるように、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすること（平和主義）」そして「主権が国民に存すること（国民主権）」を宣言し、「おかすことのできない永久の権利」として、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない（基本的人権の尊重）」ことを定めました。これが、日本国憲法の最も大切な三原則であり、私たちが、この間、一貫して共有してきた理念です。

しかし、この間の新型コロナウイルス感染症の拡大によって、まさに日本国憲法で保障された「基本的人権」が脅かされる状況が続いている。2020年4月7日に政府が最初の緊急事態宣言を発出してから、すでに1年半以上が経過しましたが、いまだに新型コロナウイルス感染症は終息していません。この間、政府がオリンピック・パラリンピックを強行する中で、病床数のひっ迫により、多くの方が自宅療養を余儀なくされました。なかには、亡くなられた方もいらっしゃいます。本来、受けられたはずの医療が受けられなかったことは、人災であり、まさに自公政権の責任です。

一方では経済活動の抑制による失業の長期化が深刻な問題となっています。2021年4～6月の失業者233万人のうち、仕事につけない期間が1年以上に及ぶ人は74万人で3割以上を占めており、全体数も増加傾向が続いている（総務省労働力調査・2021年6月末時点）。貧困と格差が急激に拡大しており、憲法で保障されている生存権が脅かされています。政府の責任は重大です。

100年に一度あるかないかという、このパンデミックのなか、日本の政府機構は、まったくこれに対応できていません。この原因は、この間、安倍一菅政権が、日本の政治システムを、完全に破壊してしまったことにあります。安倍政権の成立以降、これまで日本社会を支えてきた「立憲主義」の仕組みが壊されてきました。安全保障関連法にみられる解釈改憲、森友・加計・桜を見る会などの「お友達政治」、まさにルールを無視し、「人による支配」が常態化しています。結果として、日本の統治機構は、国民の方を向くのではなく、常に官邸の方を向くようになってしまいました。

菅前政権が、場当たり的な政策を連発し、政権担当能力そのものが疑問視されたことは、官邸主導、少人数で物事を進める「独裁型」政治モデルの破綻と言えます。いま必要なことは知恵を結集するための民主主義のシステムであり、立憲主義の回復です。官僚組織も人事権で弾圧する対象としてではなく、シンクタンクとして活用していく、そのような政治を志向すべきです。今のように行政が機能不全に陥ったなかで、国会すら軽視して、一部の人間だけでいろいろ考えても、いい知恵が出ようはずがありません。

今後、政府が第一に行うべきなのは、国民の安心と安全を取り戻し、格差や貧困の問題と正面からとりくむことです。日本国憲法第25条では、生存権が規定されています。「第25条第1項　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。第2項　国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」この新型コロナウイルスの感染拡大の中で、失業などによって、「健康で文化的な生活」を失いつつある人たちをどうするか、政府の責任で明らかにしていくべきです。また、「公衆衛生の向上及び増進」のため、科学的知見に基づいて、「変異株」の流入を防ぐ水際対策や、PCR検査の拡充、ワクチンの早急な確保と接種体制の確立、病床の確保と治療法の確立など早急な対策が必要です。コロナ禍のいまこそ、まさに日本国憲法の理念の実現が求められています。

2. 憲法改悪を許さず、「立憲主義」を回復しよう

日本学術会議の任命問題で「学問の自由」を侵害し、その成立当初から権力を私物化した菅前政権は、第204回通常国会でも、急がれた新型コロナウイルス対策をわきにおく一方で、まさに「不要不急」で基本的人権をないがしろにした、問題の多い法律を成立させています。

第一には、「改正国民投票法（改憲手続法）」です。本法律については、立憲野党は8国会にわたって、改憲発議が可能な衆議院の3分の2をこえる自公政権のもとで、法案審議を継続させてきました。しかし、2021

年5月6日の衆議院憲法審査会において、立憲民主党の修正案をすべて了承し、法案を修正したうえで、可決されることとなりました。修正の内容は、CM・ネット規制の問題や、政党への外資規制の問題、また、運動資金の透明化など、この法案のもつ明らかな欠陥について、「施行から3年を目途」に必要な改正を行うとしたものです。そして、同内容のまま、6月11日の参議院の本会議で、可決・成立しました。参考人招致の場においても、与党側の参考人すら「審議不十分」であることを指摘する中での採決は、立法府としての責任を放棄するものであり、強い憤りを覚えます。

この「改正案」は、そもそも「投票しやすい環境を整える」ことが目的だったはずです。にもかかわらず、「期日前投票の弾力的運用」や「繰延投票の告示期間の短縮」はかえって「投票環境」を悪くしかねないものであり、問題です。また、「最低投票率」あるいは「最低得票率」の問題も未解決のままです。そのうえ、CM・ネット規制の問題や、新型コロナウイルス等による自宅療養者の投票権の問題も残されています。

今後、自公政権は、「自衛隊明記」「緊急事態条項の導入」「教育の充実」「合区解消」などの自民党の改憲4項目の議論にはいることを目論んでいます。さらにその先には、改憲発議を視野に入れています。しかし、法律本文である「附則」において、「改正国民投票法」が「欠陥法」であることが明記されている以上、この法律の成立をもって、自民党などが主張するように「憲法改正の是非を問う国民投票の実施に向けた環境が整った」わけではありません。これ以上の憲法破壊を許さないためにも、当面は、この「改正国民投票法（改憲手続法）」の見直しを求めていく必要があります。

第二には「重要土地調査規制法」です。本法律は、基地や原発などの周辺1kmについて、国が「注視区域」や「特別注視区域」に指定して利用を規制できるとしたもので、「特別注視区域」では土地や建物の売買の際に事前に氏名や国籍の届け出などが義務づけられます。また、国は区域を指定した上で土地・建物の所有者を対象に氏名や国籍、利用状況などの個人情報を調査できるとされています。

この法案の最大の問題点は、法律に書かれていることがあまりに抽象的で、具体的な内容の多くが、政令や告示で個別指定されることとなっている点にあります。同法では、基地や原発などの施設機能を「阻害する行為」を「機能阻害行為」として規制対象とし、命令違反には懲役もしくは罰金刑を課すとされています。しかし、「機能阻害行為」とはなにか、ということについては、まったく明確な定義がなされていません。このため、時の権力の解釈次第で基地に対する反対運動や監視活動などの市民運動までもが「機能阻害行為」に含まれる危険性があり、運動の弾圧に利用される恐れもあります。

また、内閣総理大臣が、調査のために必要がある場合、対象区域の利用者らの情報提供を求めることができるときですが、これも、提供の対象となる情報や調査項目が、政令や告示で個別指定されることとなっており、調査内容が歯止めなく拡大する懸念があります。結果として、国家権力による違法な情報収集に法的裏付けを与えててしまう危険性を持っています。以上のように、本法律は日本国憲法第29条で保障された財産権を侵害しかねない内容となっているばかりでなく、個人情報の過度な調査によって、日本国憲法第13条で保障されたプライバシー権などの基本的人権そのものを侵害しかねないものです。

現在、内閣府に準備室が置かれ、年明けを目途に政令が検討されています。政令を決定したのち、土地利用基本計画が策定され、2022年6月に法律一部施行、9月に法律の全面施行の予定です。当面は、これら政令や計画のチェックを行い、「重要土地調査規制法」による市民監視、私権制限を現実のものとしないよう、とりくむ必要があります。

「重要土地調査規制法」は、この間の特定秘密保護法(2013年)、安全保障関連法改正(2015年)、組織的犯罪処罰法(2017年)と同じく、違憲の疑いが極めて濃い法律です。これらの立憲主義を否定する法律そのものを廃止させるために、引き続き、とりくみを進めていかなければなりません。

3. 東アジアの平和を実現し、「平和主義」を取り戻そう

さらに今、日本国憲法に定められた「平和主義」も危機に瀕しています。2015年に安倍政権が安全保障関連法を強行成立させて以降、急速に日米の軍事一体化が進められており、現在も全く歯止めがかかっていません。

アメリカでは2020年11月3日に大統領選挙が行われ、トランプ前大統領にかわって、民主党のジョー・バ

イデンが新大統領に就任しました。バイデン米大統領は2021年2月4日の外交方針演説で、世界各国に展開する米軍の配置態勢の見直しに着手すると表明、中国やロシアに対抗するため、同盟国との連携を強化していく方針を示しました。さらに、4月に開催された日米首脳会談で発表された日米首脳共同声明では、「海洋進出を強める中国を名ざして批判したうえで、「地域の安全保障を一層強化するために自らの防衛力を強化する決意」などとアピール、「台湾海峡の平和と安定の重要性」という文言を盛り込み、アメリカと日本が共同して台湾有事に対処する姿勢を示しました。このような状況の下で、7月5日、麻生太郎副首相兼財務大臣（当時）は、台湾有事は、日本の安全保障関連法における「存立危機事態」に当たる可能性があるとの見解を示しました。菅前政権は親台路線を深化させるとし、政府高官の中からは台湾を「国家」であるとする発言もされました。しかしアメリカから、「一つの中国は堅持されるべき」とくぎを刺される形となり、日本政府関係者の台湾海峡問題に対する不理解が露呈する結果となりました。

すでに九州・沖縄から台湾を含む「第1列島線」に、射程500km以上の地上配備型ミサイル網を構築する方針をアメリカは明らかにしています。九州と南西諸島での自衛隊ミサイル部隊や電子戦部隊等の配備と基地新設は、日米共同で台湾有事に対して準備していることを意味しています。いったん有事となれば沖縄をはじめとする島々と九州の自衛隊施設が攻撃の的になることは明らかです。日本政府はアメリカに追従することなく、東アジアの緊張を緩和させるために中国と対話を重ね、独自の外交と安全保障政策を確立すべきです。

また、国土面積の約0.6%しかない沖縄県に、全国の米軍専用施設面積の約70.6%が集中している現状も変わっていません。日米両政府が米軍普天間基地の「5~7年以内」の返還に合意してから、2021年4月25日で25年目を迎えました。しかし国は、米軍の運用停止を求めることもできず、代替地として「辺野古が唯一」と繰り返すばかりで、普天間基地の危険性を放置したまま無責任な対応を続けています。また、辺野古新基地建設については、大浦湾の軟弱地盤の問題が明らかであるにもかかわらず工事が強行されています。米政府監査院が米連邦政府に提出した最新報告書は、辺野古新基地建設の工期の遅れを「環境的要因」と指摘しており、軟弱地盤に対して米政府内からも懸念が広がっています。さらに、埋め立て用の土砂による海の環境破壊の問題や、沖縄南部地域から遺骨を含む埋め立て用土砂を採取する問題などが明らかになつたいま、辺野古新基地建設は直ちに中止すべきです。

今年度は、沖縄振興特別措置法にもとづく沖縄振興計画10年の最終年度となり、来年の沖縄県知事選をにらみながら、自民党が次の沖縄振興計画をカードにして選挙対策をしてくることは確実です。このような政府の姿勢は、国と自治体が「対等・平等」の関係であることを定めた分権改革に逆行するものであり、日本国憲法で定められた「地方自治」の否定です。県にとって予算執行の自由度が高い沖縄振興一括交付金を存続させるとともに、歴史的、社会的に特殊な事情のある沖縄県に対する措置である沖縄振興特別措置法を、「無駄の削減」として見直しを行おうとする動きや、基地と振興計画をリンクさせようとする政府の圧力などに屈することがないよう、注視し続ける必要があります。

さらに、2022年度の防衛省概算要求額は5兆4797億円で、2021年度の当初防衛予算額（5兆3422億円）から1375億円、2.6%の増加であり、概算要求通りとなれば過去最大で10年連続の防衛費拡大となります。また米国などからローンで武器を購入する新規後年度負担が2021年度当初予算と比べ7.8%増加の2兆7963億円と過去最大となっています。集団的自衛権の行使をできるようにした安全保障関連法の施行から6年目を迎えた今日、自衛隊は着々と軍備拡大をすすめており、日本国憲法の「平和主義」がないがしろにされています。

日本国憲法では、第二章で「戦争の放棄（戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認）」が定められています。第9条には「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。國の交戦権は、これを認めない。」とあります。この短い条文の中に、戦争への反省と、平和への希求、思いが込められています。

必要なことは、憲法9条を「改正」することではなく、外交努力によって東アジアの平和と非核化を実現することです。そして、「平和憲法」の理念に立ち返って、日米関係を対等・平等なものとするため、日米安全保障条約のあり方を問い合わせ直し、日米地位協定の抜本的な改定を求ることです。引き続き、粘り強いと

りくみが必要です。

4. すべての差別に反対し、「基本的人権」を確立しよう

日本国憲法によって、「おかすことのできない永久の権利」とされた「基本的人権」ですが、日本社会ではさまざまな差別の問題が解決されないまま残されています。特に、この間の新型コロナウイルス感染症の外出自粛の要請や休業要請などにより、これまで隠されていた差別の実態がさらに明確になっています。

女性の自殺者数の増加は深刻な問題です。新型コロナウイルス感染症が拡大した2020年の自殺状況を過去5年平均（2015～2019年）と比べて分析した結果、女性の自殺が増え、その中でも働く女性の自殺者が大幅に増えたことが判明しています（厚生労働省2021年自殺対策白書）。新型コロナウイルス感染症の拡大とともに、多くの非正規労働者が職を失ったこと、また、コロナ禍で在宅勤務が増加する中、DV被害も増加したことなどが、背景にあると考えられます。早急な対策が必要です。

同時に多様な性のあり方が受け止められる社会の実現も大きな課題です。先の通常国会に提出された議員立法の「LGBT理解増進法案」について、法案審議をする自民党の委員会で、「LGBTは道徳上許せない」「生物学上、種の保存に背く」「行き過ぎた差別禁止の運動につながる」などの異論が相次いだことが報道されています。このような発言自体が、まさにLGBTに対する理解不足であり、明確な差別です。2015年に東京都渋谷区と世田谷区で始まった「パートナーシップ制度」と同様の制度の導入を求めるとともに、札幌地裁の判決を踏まえ、国として、同趣旨の法制度の整備を行うことが必要です。

また、被差別部落に対する差別の問題も深刻です。部落解放同盟などが「鳥取ループ・示現舎」に対して提訴した「全国部落調査」復刻版出版差し止め裁判について、2021年9月27日、東京地裁は、被差別部落の地名リストをウェブサイトに掲載したことを「部落出身者が差別や誹謗中傷を受けるおそれがあり、プライバシーを違法に侵害する」とした判決を出しています。インターネット上のあらゆる差別をなくしていくために、一定評価できる判決です。しかし、本来であれば、人権侵害被害を迅速に容易に救済できる制度が必要であり、差別や暴力を煽動するヘイトスピーチを許さないためにも、国内人権委員会の創設を中心とした人権侵害救済制度の確立が喫緊の課題です。

在日コリアン社会への差別も深刻です。「高等学校等就学支援金制度」からの朝鮮高校の排除や、2019年10月から開始された幼保無償化措置からの朝鮮幼稚園の問題など、さまざまな差別が明らかになっています。なかでも「学生支援緊急給付金制度」からの朝鮮大学生の排除の問題については、2021年2月19日、国連で人種差別、外国人排斥、教育を受ける権利、移民の人権、マイノリティ問題などを担当する4人の特別報告者が、日本政府に対して「制度から朝鮮大学校生を排除したことは『差別』であり、是正を強く求める」とした共同声明を送っていたことが判明しています。実態として差別的排除が存在する制度である以上、是正することが行政の責任です。是正せず放置することは、立法不作為であり許すことはできません。

また、ヘイトスピーチの問題も深刻です。国外出身者とその子孫の排除を扇動する不当な差別的言動について、「許されない」とした「ヘイトスピーチ解消法」が施行されてから、2021年6月6日で5年が経過しましたが、ネット上での差別的書き込みはいまだに放置され続けており、企業トップなどによる差別的発言も後を絶ちません。化粧品大手のDHCの吉田嘉明会長は、2020年11月に続いて、2021年4月と5月にも、在日コリアンを誹謗する書き込みを、自社のホームページに掲載しました。内容は、「NHKや朝日新聞や国会議員や弁護士や裁判官や官僚や、はたまた経団連の所属会員等、日本の中枢を担っている人たちの大半が今やコリアン系で占められているのは、日本国にとって危険」などの内容となっています。DHCは5月末には、関連文書をすべて削除しましたが、これはオンライン署名運動などによって、DHCが経済的打撃を受けることを回避するために行われたものであるにすぎません。まずDHCが在日コリアンの被害者などに対して謝罪することが必要であり、連携企業や自治体もDHCに対して、毅然とした対応をすることが必要です。引き続き、吉田嘉明会長のヘイト発言を注視し、抗議を続けていかなければなりません。

国会で審議されていた「出入国管理法及び難民認定法」改悪案は、支援者、弁護士、市民などから改悪反対の声があがり、集会、座り込み、署名活動が積極的に展開され、廃案に追い込むことができました。日本の難民認定率が極めて低いなかで、3回以上の難民認定申請をした者を対象に強制送還を行う措置が盛り込

まれ、さらに難民認定中であっても強制送還を可能とする内容で、日本が加入している難民条約にも違反するものでした。また、退去命令に従わない外国人を刑事罰の対象とする「退去強制拒否罪」が設けられるなど重大な問題が含まれていました。問題の多い改悪案を廃案に追い込むことができたのは大きな成果です。

しかし、一方で、従来の日本の入管制度の問題が改善されているわけではありません。日本は「全件収容主義」に基づき、在留資格のない外国人を収容施設に収容し、身体の自由、移動の自由を奪う措置を探っていますが、収容者が心身の不調をきたし、死亡する事例が後を絶ちません。2021年3月のスリランカ人のウイシュマさんの死亡についての真相究明も不十分なままで、入管の非人道的な対応が放置されたままで、外国人への監理・監視を強めようとする入管法改悪を行なうべきではありません。むしろ技能実習生制度に象徴されるように、若年の外国人労働者を劣悪な待遇で働かせるなど、外国人労働者を安価な労働力、雇用の調整弁として利用してきた日本の側の責任こそが問われなければなりません。今後も移住連など外国人を支援する団体と連携して、多文化共生を可能とする「移民政策」を確立し、「すべての人が取り残されない社会」の実現に向けて努力を進める必要があります。

このほかにも、盗掘されたアイヌ遺骨の問題、水俣病問題の早期解決にむけた課題、暴行・脅迫の要件を撤廃し「不同意性交罪」を導入するための刑法改正、選択的夫婦別姓制度の実現のための民法・戸籍法の改正、ミャンマー民主化および人道的支援のとりくみ、「三鷹事件」の再審の実現と真相の究明を求めるとりくみ、群馬の森追悼碑裁判の不当判決に対するとりくみなど、多くの課題が残されています。日本国憲法に定められた「基本的人権」の理念の実現にむけて、引き続き、差別と分断を許さないとりくみを進めていくことが必要です。

また、全日建関西地区生コン支部に対する弾圧も、決して見過ごすことはできません。労働者が団結して労働組合をつくるのは、労使関係において労働者が弱い立場にあるからであり、スト権は、弱い立場にある労働者が「威力」をもって「業務」を妨害する権利を保障したものです。当局は全日建関西地区生コン支部が進めてきた産業別労働組合としての運動を、法の解釈を捻じ曲げて労働運動と認定せず、ストライキやビラまきに威力業務妨害罪を適用しています。当局が、「この団体は労働組合ではない」と決めつけることが自由にできるのであれば、すべての労働組合は、その基本的権利を失いかねません。日本国憲法第28条では、労働者の権利として、「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」の3つの権利を保障しています。全日建関西地区生コン支部に対する弾圧は、基本的人権を踏みにじる憲法違反の弾圧です。引き続き、「関西生コンを支援する会」のとりくみに結集していく必要があります。

5. 「生存権・幸福追求権」を確保し、持続可能な社会の実現をめざそう

日本国憲法は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」とした13条や、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とした25条1項などにより、幸福追求権や、生存権を保障しています。このためには、エネルギーの確保や、安全な食・水の確保、森林などの環境保全が必要不可欠です。しかし、現実にはこれらの国民の権利は、実現されているとは言えません。

生存権を確保するうえで、一瞬にして多くの人命を奪う核兵器の廃絶は、人類が存続していくうえで必要不可欠であり、最も喫緊の課題です。しかし、スウェーデンの「ストックホルム国際平和研究所」によれば、2021年1月時点での世界の核兵器はいまだ1万3,080発も存在しているのが現状です。しかも、老朽化により解体を待つ核弾頭を除くと、2020年から240発増加(9,380発→9,620発)しており、核兵器は廃絶どころか、増加に向かっている状況と言わざるを得ません。

このような状況の中で、2021年1月22日「核兵器禁止条約」が発効しました。条約では、核兵器を「国際人道・人権法」に反する「非人道兵器」と位置づけ、核兵器の開発・実験・製造・備蓄・移譲・使用・威嚇としての使用も含め禁止しています。しかし、日本政府は「核兵器禁止条約」に賛成することは、米国による核抑止の正当性を損なうと主張し、菅前首相は「わが国の立場に照らし、条約に署名する考えはない」と明言しています。私たちは「核抑止力」という欺瞞を許さず、日本政府に「核の傘」からの離脱を求めるとともに、「核兵器禁止条約」への署名・批准を、引きつづき強く迫らなければなりません。

被爆者が高齢化する中で、被爆者援護法の矛盾や誤りを正し被爆地域の拡大を求めるることは、被爆者の長年の訴えでした。この間、国は手帳交付を厳格化し被爆者の様々な訴えを退けてきましたが、これは、憲法25条に規定された生存権をないがしろにするものです。このなかで2021年7月14日、「黒い雨」訴訟の控訴審判決で、広島高裁は、被爆者援護法が「原爆の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者」と定める3号被爆者の適用要件について、「放射能によって健康被害が生じることが否定できない状況だったことを証明できればたりる」とした、踏み込んだ基準を示しました。その上で、「黒い雨」には放射性落下物が含まれている可能性があつたことを指摘するとともに、直接雨を浴びなくても、汚染された地下水などで、放射性物質を体内に取り込む「内部被曝」で健康被害が生じる可能性があるとして、「黒い雨」に遭った原告らを3号被爆者と認定しました。2021年7月26日、菅首相は、上告を断念する方針を表明し、原告84人に直ちに「被爆者手帳」を交付する考えを示し、8月2日には、広島市が「黒い雨」訴訟の原告84人へ「被爆者手帳」の交付を順次始めました。この判決は、内部被曝の評価が大きな争点となった点で、長崎の被爆体験者訴訟にもつながるものです。しかし、国は、長崎への適用は裁判の経過を見て、との消極的な態度に終始しています。引き続き長崎の「被爆体験者」訴訟を支援し、被爆地域の拡大と被爆者認定、被害の実態に見合った援護を勝ち取っていく必要があります。また、在外被爆者への差別を許さず援護を実現するとりくみや、被爆二世・三世の人権確立を求める運動、被曝労働者の権利確立を求める運動も重要な課題です。

東日本大震災・福島原発事故から10年が過ぎましたが、いまでも4万人以上の被災者が避難生活を余儀なくされているのが実態です。避難者のみなさんは、放射能汚染によってふるさとや生業を剥奪され、健康、就労、生活に大きな将来不安を抱えながら、長期にわたる避難生活を強いられています。また、依然として事故の収束作業は難航しており、廃炉にむけて最も難関といわれる溶融核燃料（デブリ）の取り出し作業も、極端に高い放射線量に阻まれたままであります。廃炉費用についても今後様々なコストが膨らむ可能性があり、さらに巨額に上ることが予想されます。そのうえ、今は、増え続けるトリチウム汚染水を希釈して海洋放出することが問題となっています。2021年4月13日に政府は関係閣僚会議で海洋放出を決定し、エネルギー基本計画案にも「2年後」を目途に放出することを書き込んでいます。また、東電と政府は、これまでの沿岸からの放出を、沖合1キロの海底から放出することを明らかにしました。これまでにも東電が、事故や汚染水に対して隠ぺいや改ざんなどを繰り返してきただけに、放出に際しての監視体制に対しても不安視する声があがっています。事故以降重ねられてきた、復興にむけた県民の努力は、汚染水の海洋放出によって大きなダメージを受けることは必至であり、決して許すわけにはいきません。

また、核燃料サイクル政策からの撤退の問題も重要です。六ヶ所再処理工場は、原子力規制委員会による新規制基準に適合しているとして2020年7月に正式「合格」とされました。しかし、「もんじゅ」の廃炉によってすでに核燃料サイクル政策は破綻しており、さらには軽水炉でプルトニウムを利用するプルサーマル計画も破綻しつつあります。そもそも再処理する意味すら失われているのです。現在、六ヶ所再処理工場の完工時期は2022年に延期されていますが、経済的合理性すらない中で、政府が六ヶ所再処理工場を稼働させることは全く無駄な行為であり、即刻中止すべきです。

さらに、原発再稼働・新規建設の問題も重要です。2011年3月11日の福島原発事故以前には、59基の原発（もんじゅ・ふげんを含む）がありましたが、2013年9月15日に関西電力大飯原発4号機が、定期検査のため停止して以降、2015年8月12日に九州電力川内原発2号機が再稼働するまでの約1年11ヶ月間、稼働している原発は「ゼロ」でした。しかしこの間、政府は、原発推進政策を強引に推し進め、原発の再稼働を強行してきました。現在のところ、これまで再稼働をした原発は、関西電力の美浜原発3号機（現在停止中）、大飯原発3号機・4号機、高浜原発3号機・4号機、四国電力の伊方原発3号機（現在停止中）、九州電力の玄海原発3号機・4号機、川内原発1号機・2号機の計10基となっています。現在政府が掲げる2030年度の電源構成に占める原発割合20～22%の目標を達成するには、30基程度の原発の稼働が必要とされており、今後、伊方原発3号機（四国電力）の再々稼働や島根原発2号機（中国電力）などの再稼働が目論まれている状況です。

2021年8月4日、経済産業省の審議会で「エネルギー基本計画」の原案が了承されました。原案には、エネルギー構成比のうち、再生可能エネルギーの割合をこれまでの2倍の水準となる36～38%、火力発電所を41%として二酸化炭素の削減を進めようとしています。しかし、原子力発電については20～22%とこれまでの構成比を変えていない点が大きな問題です。政府はエネルギーのベストミックスを主張して原子力政策を温

存してきており、このことが日本に再生可能エネルギーが普及しない大きな要因となっています。過酷事故を起こした原子力政策に頼るのではなく、省エネや再生可能エネルギー技術の進展を見据えたエネルギー戦略に舵を切り、一刻も早く再生可能エネルギー100%の電源構成を実現すべきです。

また、2020年、北海道寿都町と神恵内村は、原発から出る高レベル放射性廃棄物（核のごみ）の最終処分場選定に向けた「文献調査」を受け入れ、実施主体の原子力発電環境整備機構（NUMO）は「文献調査」をスタートさせています。両自治体とも過疎が進行しており、地方財政への危機感から、「文献調査」に応じた場合の交付金最大20億円を確保し、雇用の創出やインフラ整備などにつなげたい、との苦渋の決断だったと思います。しかし、これまで、原発誘致などが地方再建につながった例はありません。財政基盤が弱い自治体ゆえに、交付金に対する依存度を増していくことになり、簡単にそのスパイラルから「抜ける」ことができない状況に陥ることも考えられます。今後も、道内全自治体を対象に、受け入れ拒否条例の制定などを進め、両町村の誘致撤回に向けたとりくみをすすめていく必要があります。

以上のように、原子力に頼るエネルギー政策は、国民の生存権や幸福追求権を阻害するものであり、政府は、一刻も早くエネルギー政策を転換し、「原発ゼロ」を実現すべきです。そして再生可能エネルギーを中心とした電源構成へと抜本的に見直すことが必要です。しかし、原発再稼働や原発輸出も含め、これらの政策転換は遅々として進みません。国民の意志を結集して、政策転換を迫っていくことが必要です。

また、持続可能な社会を実現するためには、安全な食・水の確保、森林などの環境保全が必要です。新型コロナウイルス感染症のパンデミックが各国経済に打撃を与え、貧困や格差がますます広がっているなかで、世界の食料価格は高騰を続けています。これまでのグローバル企業の利益を最優先する「自由化」の道は、再検討すべきです。また、水についても、その公共性と安全確保が課題となっています。さらにこの間、東南アジア諸国連合（ASEAN）と日本、中国、韓国など東アジアを中心とした15か国による「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」の承認案が、2021年4月28日の参議院本会議で賛成多数で可決し、承認されています。早ければ年内にも、国内総生産（GDP）、人口ともに世界の3割を占める巨大な協定が発効することになります。こうした通商交渉は、国会での野党の追及にもかかわらず、交渉経過や内容が明らかにされてきませんでした。「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」についても、国内の経済への影響、特に農業への影響について、十分明らかにされていないことや、今日的な重要性が増している「環境」や「労働」などの規定がないことなど、多くの問題が残されたままです。今後、徹底した情報公開や市民との意見交換を求めていく必要があります。

以上の課題は、日本国憲法で保障された基本的人権、そして幸福追求権や、生存権の課題です。このようないまこそ、「核と人類は共存できない」ことを明確にすることが必要であり、地球環境を保全し、持続可能な社会をめざしていくことが必要です。

6. おわりにー立憲野党の勝利によって「国民主権」を取り戻そう！

いま、衆議院議員総選挙がたたかわれています。

2021年9月3日の菅前総理の辞任表明から、2週間にもわたる政治空白を生じさせた自民党総裁選挙をへて、2021年10月4日、岸田文雄自民党新総裁が、新総理の座につきました。岸田総理は総裁就任にあたってのあいさつの中で、「わが国の民主主義そのものが危機にある」と述べています。確かに、民主主義が危機に瀕しているのは事実です。9年近くに及ぶ「安倍一菅政治」の間に、2015年の安全保障関連法の強行採決などによって立憲主義は破壊されてしまいました。そして「森友・加計・桜を見る会」など、政権によって行政が私物化され続けてきました。岸田新総理が民主主義の危機を訴えるなら、まずは「安倍一菅政治」の総括から始めるべきではないでしょうか。

しかし、岸田新総理の言動や、内閣・自民党役員の顔ぶれを見る限り、岸田新総理は、「安倍一菅政治」の総括を行う気は全くないようです。それどころか、むしろ安倍元総理の影響力が見え隠れする、まさに「安倍傀儡政権」とでもいうべき政権が誕生してしまいました。民主主義を危機に至らしめた本質を明らかにしないまま、「説明しない政治」によって求心力を失った菅前総理の退陣を受けて、まったく同じような政権が出来上がってしまったのです。

私たちは、9年近くに及ぶ「安倍一菅政治」、それを継承する岸田新政権と対峙して、民主主義を立て直すという、大変困難な課題を背負っています。そのようなまこそ、私たちは、日本国憲法の理念に立ち返らなければなりません。憲法によって公権力を制限し、「独裁」を回避するための仕組みである「立憲主義」を回復して、「国民主権」を取り戻さなければなりません。そして、日本国憲法に記されている平和や人権、環境などの、民主主義にとって基本ともいえる価値を創造し続けていかなければなりません。

日本国憲法前文にはこうあります。「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」まさに、日本国憲法前文にある「国民の代表者」を選び、「国民主権」を実現する絶好の機会が、この衆議院議員総選挙です。

自民党の衆院選公約では、防衛費について「GDP比2%以上も念頭に増額を目指す」としたうえで、ミサイル阻止能力、ハイブリッド戦の強化などが盛り込まれており、憲法改正についても明記されています。また、岸田首相は「敵基地攻撃能力」の保有に前向きな発言をするなど、アメリカ追従の「安倍一菅政治」を継承する姿勢がますます明らかになってきています。自民党が今回の選挙に勝てば、中国の脅威などを理由として、改憲議論につなげてくることは確実です。

前回の2017年10月22日の衆議院議員総選挙では、自民党が284議席で圧勝、現在の衆議院は改憲勢力が憲法改正発議に必要な3分の2を超えていました。しかし、2019年7月21日の参議院通常選挙では、与党は過半数を上回る71議席を確保したものの、改憲勢力は3分の2を維持できませんでした。今回の衆議院議員総選挙で、改憲勢力が3分の2を維持できなければ、衆議院・参議院ともに改憲勢力は3分の2の勢力を失い、憲法改悪に向かう流れを止めることができます。

このためには、立憲野党が協力し、改憲勢力に対抗していく必要があります。2021年9月8日には、「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合(市民連合)」と立憲野党との間で、次期衆議院選挙に向けた共通政策が合意されました。憲法に基づく政治の回復、科学的知見に基づく新型コロナウイルス対策の強化、格差と貧困のは正、地球環境を守るエネルギー転換、ジェンダー平等、公平で透明な行政の実現の、6項目にわたる政策合意は、まさに、今の自民党、公明党の政治に代わりうる、もうひとつの「選択肢」です。

この政策合意以降、立憲野党間での選挙区調整が急速に進められました。10月19日の公示日までには、前回の衆議院議員選挙では57選挙区に過ぎなかった候補者一本化が、217選挙区(無所属候補4名含む)と大幅に増え、与野党対決の構造がつくられました。結果として、選挙戦も終盤に入ったいま、野党共闘が成立した小選挙区を中心に接戦となっており、野党共闘の効果が表れています。自民党が議席を減らすことは確実な情勢ですが、公明党は堅調であり、改憲勢力である日本維新の会の「躍進」も予想されています。改憲勢力が3分の2以上である「圧倒的多数(310議席)」を占める現状を変えるためには、立憲野党候補を一人でも多く当選させることが必要であり、「投票箱のふたが閉まるまで」、最後の努力が求められています。

今回の衆議院議員総選挙は、今後の日本にとって、大きな分岐点になる選挙となります。改憲勢力が3分の2以上を占める衆議院の状況を逆転し、さらには、過半数の233議席を立憲野党で確保して政権交代を実現して、政治を「変えて」いかねばなりません。政治の転換をはかり、「国民主権」を取り戻すため、この衆議院議員総選挙という絶好の機会を最大限に生かしながら、とりくみを進めていきましょう。